

綾川町告示第112号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、高松広域都市計画用途地域の変更を決定するため、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

平成29年 5月30日

綾川町長 藤 井 賢



- 1 都市計画の種類及び名称
高松広域都市計画用途地域の変更
- 2 都市計画を変更する土地の区域
綾歌郡綾川町滝宮及び萱原の各一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所
綾川町建設課
- 4 都市計画の案の縦覧期間及び縦覧時間
平成29年5月30日（火）から平成29年6月13日（火）まで（町の休日を除く。）
午前8時30分から午後5時15分まで
- 5 都市計画の案に対する意見書の提出
町民及び利害関係人は、この都市計画の案について意見書を提出することができます。意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所及び氏名を併記した文書1通を町長宛で、綾川町建設課に平成29年6月13日（火）までに必着するように提出してください。